

Ⅲ. 平成15年度業務実績

<要約>

1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

途上国における多様な開発ニーズや事業実施上の課題に機動的に対応するため、事業の計画・実施・評価の各段階において現地の在外事務所が主体的に行う業務の範囲を拡大した。また、在外事務所や技術協力専門家等が現地ODAタスクフォースに積極的に参加して案件の発掘・形成に資するための活動を行った。さらに、在外事務所による経理業務、機材調達、及び人材確保について本部からの支援体制を強化した。これらの取り組みは、「JICA改革プラン」のもと、16年度には8カ国の重点推進事務所と6カ国の地域支援事務所に「在外主導の新たな業務の仕組み」を導入することにより、さらに強化される計画である。

また、本部に関しても、迅速な意思決定を行うためのチーム制の導入及び事業運営を改善するための事業部の改編を16年度から実施するため、必要な規程の整備・改正などの体制整備が進められた。

(2) 業務運営全体の効率化

機構の中期計画予算（平成15年度下期～平成18年度）では、平成16年度以降の運営費交付金について、毎年度1.22%の効率化を行うことが定められている。これによる中期計画期間中の削減総額は、合計約118億円となる。

事業実施に必要な主要な投入（専門家、研修員、機材、調査団派遣等）に係る単位当りの経費の削減等については、15年度下半期は方策の立案やモニタリング体制の整備を中心とした取り組みを行った。また同時に効率化・削減にも取り組み、研修員滞在経費の5.6%減、印刷製本費の7.6%減など、既に一定の成果が発現したものもある。

また本部の管理経費（物件費、人件費）についても、中期目標期間中平成14年度と比べて10%程度の効率化を達成すべく、事務所借料単価の削減、中・長期的に人件費を抑制する新人事・給与制度の策定と導入準備、早期退職制度の検討など、今後の継続的な支出削減に向けた抜本的な方策を打ち出し、削減計画の基礎を固めることができたことは大きな成果である。一般管理費の15年度の実績については14年度予算額と比較すると削減が実現できなかったが、平成16年度以降は削減計画にもとづき着実に削減を進め、18年度までに削減目標を達成できる見込みである。

また、効率的な業務運営のため、インターネットを活用した迅速な情報公開や文書の合理化を推進した。また事業の効率化のため、専門家派遣、コンサルタント契約等の手続き日数の短縮や

外部委託の更なる推進に向けた方策を策定した。

(3) 施設、設備の効率的利用

機構が保有する国際センター、青年海外協力隊訓練所等の施設について、利用者数の拡充に向けた方策を講じた結果、研修員や協力隊員に加え国民参加型事業の対象者（学生、市民等）の利用者数が増加していると見られ、平成15年度下半期には約15万人が利用した。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総論

政府の援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助及びその重点化を念頭において技術協力等の業務を効果的に実施していくため、優良なプロジェクトの形成支援、国際社会及び国内における他援助機関との連携・協調、各種事業の総合的運用など、機構として取り組むべき事項のほとんどの項目において順調な結果が確認できた。

機構にとって新たに取り組むことになった「人間の安全保障」の推進、平和構築支援、また従来から推進してきた環境社会配慮及びジェンダー平等推進に関しては、体制整備や職員・関係者への周知を積極的に行った。また、機構として国際環境規格認証（ISO14001）の取得に向け、本部や一部の国内機関を対象に環境マネジメントシステムの構築・試行運用を開始した。

また、体系的な事業評価の体制整備や評価結果の迅速な公開、外部評価の推進に取り組み、外部有識者等が事後評価に参加した割合は実施件数の40%となった。

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力

技術協力においては、案件の効果的・効率的実施のため、途上国間で相互に協力を行うことを支援する南南協力支援事業の拡充、技術協力の運営における国民の知見の活用など必要な取り組みを行った。研修事業の効果的な実施のため、集団研修コースの評価体制を整備したとともに、帰国した研修員が自国において研修成果を活かした活動ができるようフォローアップの充実を図った。また、技術協力専門家やコンサルタントの選定について適切な人選を行うため制度を改善した。

(ロ) 無償資金協力

実施促進業務における機構の役割が見直された結果を受けて各種ガイドラインの改定を行い、ホームページ等を利用して必要書類や記入例等の迅速な情報提供、入札関連情報の積極的な公開などを進めた。

(ハ) 国民等の協力活動

ボランティア事業（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等）については、国民の要望が

高い短期派遣などの派遣形態の多様化や登録制度の改善、帰国後のフォローなど、国民の発意を活かすための方策を策定した。また、現地での支援体制を充実させるため健康管理や交通安全の面で体制の拡充を図った。

NGOや地方自治体を対象とする草の根技術協力事業、また国内の様々な団体・個人が取り組む手作りの国際協力を支援する市民参加協力支援事業については、各種情報提供、相談・照会への対応、事務の合理化などを進めた結果、実施件数が増加している。

また、国際協力への理解の推進のため、国際協力経験者が小中学校、高校、大学などで体験に基づいた講義を行う出前講座、国内機関・本部への中高生徒等訪問者の受け入れ、教員等を対象とした開発教育の担い手養成研修などを積極的に実施した。これらの参加人数は総じて増加しており、教育現場との連携や開発課題等への理解の促進が進んだ。

(二) 海外移住

高齢者福祉及び日本語教育分野を重点として移住者団体の事業を支援するとともに、日系社会リーダー育成事業、移住事業と経済・技術協力事業との連携についても着実に実施した。

(ホ) 災害援助等協力事業

緊急援助隊については災害に際して迅速な派遣が実現されたほか、国際会議への協力、研修内容の充実も行われ、また緊急援助物資供与の送付方法が改善された。

(ヘ) 人材養成確保

国際協力人材センターの情報提供サービスが順調に立ち上がり、NGOスタッフや機構が派遣する専門家等の求人情報に月平均約1万件のアクセスを得るようになったとともに、専門家登録については578人の新規登録者を確保することができた。また、専門家やNGOスタッフのための研修プログラムの改善、学生向けのインターンや大学との連携講座についても14年度を上回る実績を挙げている。

(ト) 附帯業務

プロジェクト形成調査、調査研究事業等により個々の案件形成を支援したのみならず、調査結果を活用して機構の国別事業実施計画における協力の方向性の整理等を行い、政府の国別援助計画の策定や政府による案件形成・案件選定の総合的な向上に資するための活動を行った。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

予算の効率的執行について15年度は半期（6ヶ月）という短期間での執行が影響し、繰越しが14年度に比べ増えたが、今後改善に向けて取り組みを強化することとしており、また、寄附金収入及び自己収入の確保に関する制度整備、固定経費の節減、債権回収等については計画通り進捗したので、中期計画の達成に向けて概ね順調であると判断される。

4. 短期借入金の限度額

実績がないため評価対象外とする。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分の計画については、予定どおり進捗しており譲渡に向けた準備が進められた。

6. 剰余金の使途

実績がないため評価対象外とする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

（1）施設・設備に関する計画

国際センター等国内機関の施設・設備の整備に関しては、身障者対応施設整備及び既存施設改修について、工程など全体計画を見直した上で実施した。

他方、国内機関の総合的あり方調査については計画どおり進捗しており、15年度末に第一次調査結果が予定どおり報告された。

（2）人事に関する計画

勤務成績を処遇に反映するとともに職員の意欲の向上や組織の活性化を図ることを目的として、資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を策定した。また、新制度を16年度から導入するため、職員への説明や労働組合との交渉を行って準備を整えた。

意思決定の迅速化のためのチーム制導入、効率的事業の実施のための組織改編、在外強化等に対応した人事配置計画案及び人材育成計画案の策定を行った。

人員に関しては、平成15年度末の常勤職員数については計画内で進捗し、また人件費総額についても平成15年度（下半期）予算額を下回る支出実績となった。

（3）その他中期目標を達成するために必要な事項

監査の充実については、在外事務所における調達方法や無償資金協力の施工管理に関し、外部者による監査を積極的に実施したほか、効果的な内部監査の実施及び監査体制の整備・強化が行われた。

業績評価については、15年度には業務実績の報告と自己評価の仕組みを整え、機構内での周知徹底を図ったとともに、業績評価委員会を設置したことにより、内部評価の実施及び以降の業務運営への反映を可能とする体制が整った。

＜小項目ごとの実績＞

1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するため

とるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

小項目 No. 1 現場（在外）強化と機動的組織運営

【中期計画】

途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、

- 現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。
- 一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。
- 在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。
- 組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。

【年度計画】

(1) 在外機関の権限・機能強化

ア. 現地ODAタスクフォースの設立状況をレビューし、各国における開発のレベル、援助協調の進展の現状、在外事務所の実施体制等の状況に応じて、国ごとに適切に対応方針を定め、順次実施する。

イ. 一定の体制を備えた在外事務所に対しては、計画段階では、内容的に本邦プロジェクト形成調査に準じた在外プロジェクト形成調査の実施が可能となるような体制を検討する。

実施段階では、在外事務所主導技術協力プロジェクトにつき試行案件の結果をレビューし実施方法の改善を検討するとともに、在外基礎調査及び在外対応型フォローアップの件数を増加させる。

評価段階では、案件別事後評価を実施する在外事務所の数を増加させる。

在外事務所の会計機関としての権限の拡充のための準備を行う。

(2) 本部による支援機能の整備

ア. 在外事務所の管理業務の効率化を図るため、独立行政法人会計基準、新しい予算科目、独

立行政法人化後の業務フローの変更等に対応するべく、平成16年4月以降に在外経理システムの機能を変更・追加するための検討を行うとともに、基幹システムの抜本的見直しに対応した同在外経理システムの全面見直しについても検討に着手する。

イ. 在外事務所及び国内機関の管理業務を支援するため、経理支援センターの平成16年4月以降の立ち上げを目指し、業務フロー、所掌業務を確定する。

ウ. 会計制度、基準の見直しを行い、明瞭性の確保と合理化の推進を図る。

(3) 意志決定の効率化と迅速化

迅速な意志決定が行えるよう意志決定の段階を少なくし、また組織体制の柔軟化を図るため、チーム制（仮称）等を平成16年4月に導入するための準備を行う。

【当年度における取り組み】

組織運営における機動性の向上については、「JICA改革プラン」のもと、16年度より本格化させる在外事務所の権限強化と実施能力の向上のための方策の策定や制度整備を行い、また、本部に関しても16年度より導入するチーム制及び事業部の改編のため、人事・組織の規程の整備・改正などの体制整備を完了した。あわせて、54カ国における現地ODAタスクフォースへの積極的な参加を行うとともに、在外事務所・国内機関の経理業務の効率化のための基盤整備を進めた。

1. 現地におけるODA実施のための連携体制への積極的参加

現地ODAタスクフォースは54カ国に設置されており、機構は右設置状況をレビューしながら、国別事業実施計画の策定、援助重点分野毎の問題分析や先方政府・他ドナーの取組状況等（開発課題マトリックス）を踏まえた機構としての協力の目的や方向性の整理を通じ、各国の援助ニーズの把握とマクロ分析、セクター分析等にかかる情報提供を行ったとともに、在外事務所員や派遣専門家が主要開発課題や協力手法等について専門的知見を提供した。

2. 在外事務所への権限等の委譲

(1) 計画段階

計画段階については、現地のリソースを活用した在外プロジェクト形成調査や特定分野域内協力ワークショップ等を積極的に推進し、平成15年度通年で機構全体としての案件発掘・形成事業339件のうち約42%にあたる142件を在外事務所の主導により実施する結果となった。「インドネシア保健・医療分野支援」、「中国林業人材養成ニーズ調査」、「ケニア・リプロダクティブ・ヘルス基礎調査」等を実施し、現地のリソースを用いてプロジェクト形成及びそれに必要な情報収集を行った。

また、特定分野域内協力ワークショップについては、「メルコスール観光開発」、「ブラジル中小企業振興・競争力強化」等を実施し、地域の有識者及び援助関係者を集めてワークショップを開催し、効果的、効率的な案件を形成するための討議と意見交換を行った。

(2) 実施段階

実施段階については、主に在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの推進に努めた。在外事務所が計画策定・実施運営を行う技術協力プロジェクトについては、従来の取り組みを更に推し進め、15年度下半期は、マレーシア「税務人材能力向上」、エルサルバドル「耐震普及住宅の建築普及技術改善」等、合計30件（同年42件、14年度9件）を実施した。

また、在外対応型フォローアップについては、在外事務所長の権限強化や現地職員の活用推進など、実施体制の強化に向けた取り組みを進め、15年度下半期はカンボジア「地理情報整備調査」、ブラジル「カンピーナス大学消火器病診断研究センター機材支援」等、121件（同年186件、14年度114件）を実施した。

その他、ローカル・コンサルタントを活用した簡易な開発基本計画の策定、各種基礎データの解析、インベントリーの作成などの基礎的な調査である在外基礎調査について、14年度23件に対し、15年度39件実施した。

(3) 評価段階

評価段階については、協力終了後3年を経過したプロジェクトを対象に在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成14年度に導入し、平成15年度には14カ国で実施した（インドネシア、フィリピン、タイ、中華人民共和国、ネパール、スリランカ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、サウジアラビア、モロッコ、ケニア、マラウイ）。これにより、制度を導入した国は合計22カ国となった。

(4) 会計機関としての権限の拡充

これまで前渡資金会計を採っていた会計役機関のうち、24機関を平成16年4月1日から新たに契約担当役化し、予算執行権限の拡充を図った。これにより、事業実施の迅速性の向上も期待できる。また、事務所への予算配賦について、個別申請に代え、可能な限り年間一括で配賦するための方策を策定した。

<新たな在外契約担当役事務所(24事務所)>

アジア地域(8事務所)：ベトナム、カンボジア、スリランカ、ネパール、パキスタン、
バングラデシュ、ミャンマー、ラオス

アフリカ中近東地域(8事務所)：セネガル、タンザニア、ザンビア、ガーナ、マラウイ、
エジプト、モロッコ、トルコ

中南米地域(5事務所)：チリ、ペルー、コロンビア、ホンジュラス、パナマ

その他(3事務所)：フランス、英国、アメリカ合衆国

(5) 在外強化のための取り組み

以上の年度計画に沿った取組に加え、在外事務所の実施運営機能及び案件形成機能の強化、本部からのサポート体制の強化、国内から在外への人員のシフトなど、在外強化のための具体的方策を検討した。また、平成16年度から在外主導の新たな業務の仕組みを導入する重点推進事務所（8カ国）と地域支援事務所（6カ国）の候補事務所を決定し、それぞれの具体的機能にかかる検討を進めた。さらに、現場強化や人間の安全保障の推進等を盛り込んだ「JICA改革プラン」をまとめ平成16年3月に発表した。

3. 在外・国内機関の管理業務の効率化

(1) 経理業務の効率化

在外経理システムに関し、新しい予算科目等に対応するよう機能の変更・追加のための検討を行った。具体的には、本部における経理システムと同様、予算科目を（項）、（事項）、（目）の三層構造とし、これに加え、プロジェクトID、実施番号、事業種別等の機能を加えた。同在外経理システムの全面見直しについては、本部の基幹システムである人材システム、派遣システム、経理システムの見直しに合わせて行うこととした。また、会計制度、基準について、決算レポートの簡素化や年度末の経理処理の迅速化のための精算方法の見直し等を行い、明瞭性の確保と合理化の推進を図った。

さらに、日常的な経理業務に関する照会事項への対応、月次報告書のチェックなどを通じ在外・国内機関の経理事務を支援する専管部署「経理支援グループ」を平成16年4月から立ち上げるため、業務フロー・所掌業務の確定などの体制整備を行った。

<経理支援グループの主な所掌業務>

- ・ 在外・国内機関の会計事務に係る照会への対応
- ・ 在外経理システムにかかる照会への対応
- ・ 会計報告のチェック
- ・ 会計機関とのデータ、帳票等の管理

(2) 在外事務所からの人材・機材の要望への対応

上記取り組みのほか、在外強化の観点から、在外事務所からの人材・機材の要望に対応する体制の整備を推進した。具体的には、人材の派遣に関しては、コンサルタントについて、在外事務所が選定の各種プロセス（契約請求、コンサルタント選定委員会、契約交渉）に主体的に参画できるようにITの活用を前提とした詳細設計に取り組んだ。また、専門家についても、同様に、在外事務所が主体的に人選手続きに関与することを前提とした新たな業務フローにかかる検討を進めた。

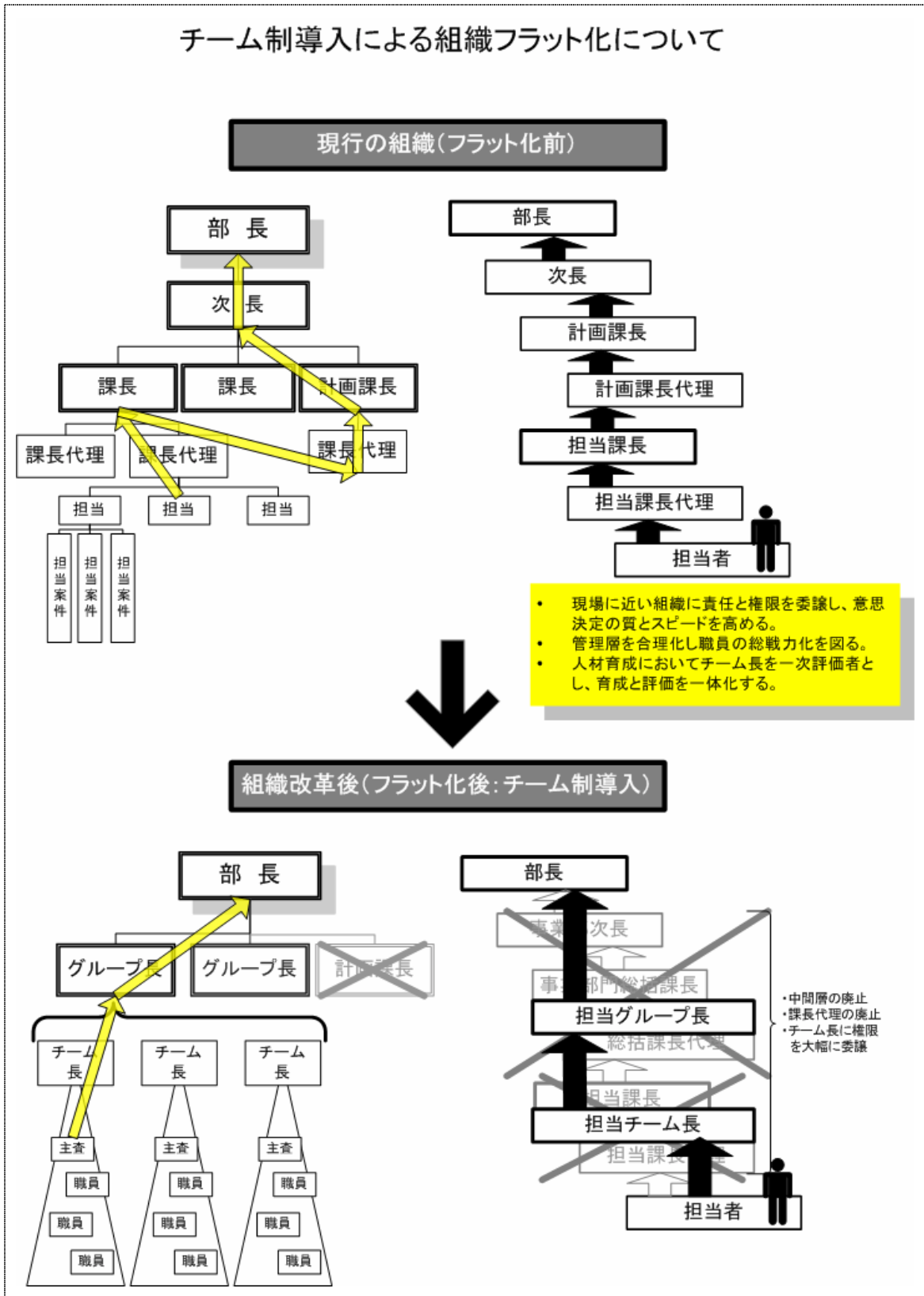
一方、機材の調達に関しては、コスト、メンテナンス等の観点から、在外事務所が自ら現地調達を行うことを基本とする方針を定め、そのために必要となる現地調達ガイドライン（案）の作成、現地の企業情報等の整備調査（対象8カ国）の実施、現地調達手続き支援ソフトの整備・配

布などの取組を行った。

4. 意思決定の段階の削減・組織編成の見直し

組織運営の改善のため、「JICA改革プラン」の一つである組織改編において平成16年4月からチーム制を導入するため、従来の課長代理以上のポスト数を約1割削減するための準備を行った（チーム制については次頁の図を参照）。あわせて、同制度の下で、意思決定関与者数が減少し、意思決定の迅速化が実現するよう、決裁合議先の簡略化・チーム長への権限委譲などを含む決裁基準の見直しを実施した。また、従来は、分野別・協力スキーム別に事業を実施していた8部を開発課題別の5部に改編し、開発課題を軸に総合的な取り組みが行えるようになるための準備を行った。

チーム制導入による組織フラット化について



(2) 業務運営全体の効率化

小項目 No.2 事務手続きの迅速化、合理化

【中期計画】

(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、

- 専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。
- コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。
- 文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。
- 事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。
- 一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。
- 引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。

【年度計画】

(1) 事務手続き等の効率化

- ア. 専門家等の派遣については、一般旅券による渡航の一層の拡大のための各種調査を実施するとともに、着手可能な国から順次一般旅券の使用の拡大を図る。
- イ. 研修員受入については、募集要項の電子データ化を促進する。
- ウ. コンサルタント契約手続きの各プロセスについて精査し、公示から契約締結までに要する期間や精算手続きに要する期間の短縮などを図るための方策を取りまとめる。
- エ. 一部の申請書・届出等を対象に、電子決裁（ワークフロー）制度を試験的に導入する。
- オ. 機構内の各部署・国内機関・在外事務所間の連絡文書（業務公電）を電子的に作成・送受信する計画を策定し、試行的に実施する。
- カ. 主要な外部機関に対して発出している定型的な連絡文書の整理・統合を行う。
- キ. 外部委託について経費・委託先などの妥当性の検討を行い、外部委託が可能・妥当な業務を抽出する。
- ク. 機材現地調達において価格競争が可能な国・条件等について調査・検討を行うとともに、現地調達における契約ガイドライン案を作成する。
- ケ. 現行のホームページ掲載基準を見直し、ホームページ掲載までの期間の短縮化の目標とその達成手順を計画し実施する。

【当年度における取り組み】

業務運営全体の効率化の観点から、専門家派遣、研修員受入、コンサルタント契約などの各種

制度・手続の迅速化のための検討を行い、平成16年度からの実行に向けた体制整備を行った。また、文書事務の削減について所要の見直しを進め、特に定型的な外部連絡文書については下半期中に約15%の削減を実現した。さらに、外部委託について来年度以降に委託の対象とする業務の検討・抽出作業を行ったほか、調達業務について機材の現地調達の価格競争性の促進や調達関連情報の迅速な公表のための取組を行った。

1. 専門家派遣、研修員受入れ等の制度・手続きの迅速化

専門家派遣手続きについては、一般旅券による渡航の可否について各国の最新事情を確認するために、平成16年3月、在外事務所に対し調査を開始した（平成12年7月に実施した調査結果の更新を図るもの）。また、決裁の合議先を省略するなど手続き業務を見直したことにより、平成16年度から1件当たりの派遣手続き日数を5日間短縮することにした。これにより派遣期間が30日未満の専門家では派遣手続きが25日から20日、派遣期間30日以上専門家では35日から30日になる。

また、研修員受入れについては、平成16年度より全集団研修コースの応募要項（General Information: G.I）を電子データで作成・発送するための手続を整備した。この電子データによる手続きを4コースにつき試行的に適用したところ、応募要項作成から在外事務所が受理するまでの平均所要日数は前年度実績（平均）の26日間から9.3日間に短縮された。

2. コンサルタント契約の手続の迅速化

（1）公示から契約締結までの手続の迅速化

公示から契約締結までの業務フローに関し、内部の選定委員会の開催やコンサルタントの関心表明提出の時期を見直す案を取りまとめた。右案については平成16年度の制度化を予定しているが、これにより公示から契約締結までに要する日数が平成14年度実績の約72日から約7日間（10%）短縮する見込みである。

（2）精算手続の迅速化

精算手続に関し、コンサルタントに提出を求める現地調査費関連の証憑類やその確認方法を見直し、平成16年度中に新たな制度を導入するための準備を行った。これにより、精算手続に要する日数が平成14年度実績の約37日から約4日間（11%）短縮する見込みである。

3. 文書事務の削減

（1）決裁プロセスの効率化

文書決裁による意思決定プロセスの効率化のため、新組織体制に対応した文書決裁基準の策定に際し、決裁区分の見直し、金額による決裁基準の導入等を行った。また、電子決裁（ワークフロー）の導入を検討するため、パッケージソフトを比較検討のうえ、14種の申請書・届出について試験的導入を行った。

(2) 内部連絡文書の効率化

機構内の内部連絡文書の効率化に向けた方策の一環として、本部と在外・国内機関の間の業務公電の電子化の方策を比較検討した。その結果、本部がファックスにより受信する紙媒体の業務公電を電子的に変換処理し、参照する仕組みを平成16年度前半に試行導入する計画を策定した。

また、各種定例会議の議事録・資料及びセミナー等の報告を、電子メールにて配信するデータベースを構築し、試行運用した。

(3) 外部連絡文書の効率化

関係者と調整を行い、機構から発出している定型的な外部連絡文書約60種のうち、調査団員の派遣決定にかかる報告文書など、9種（全体の約15%）の文書について、平成15年度第四半期から廃止した。これにより、一部の代表的文書に限定して試算した場合でも機構全体で毎年約640件の文書の削減が見込まれる。

<廃止した文書>

- ① 調査団の派遣に係る調査団員の決定報告
- ② 調査団の日程変更
- ③ 一般旅券を使用する専門家の派遣決定報告
- ④ 専門家の派遣期間の延長
- ⑤ 専門家の外国籍親族呼び寄せ
- ⑥ 専門家の派遣期間変更又は短縮
- ⑦ シニア海外ボランティアの外国籍家族呼び寄せの決定報告
- ⑧ 一般旅券を使用するシニア海外ボランティアの派遣決定報告
- ⑨ シニア海外ボランティアの派遣期間延長の不承認

<削減される文書数にかかる試算>

(上記①) 調査団の派遣に係る調査団員の決定報告文書：約▲575件

試算：2,300件/年(注)÷4(平成15年度は第4四半期から適用)＝約575件

(上記③) 一般旅券を使用する専門家の派遣決定報告文書：約▲68件

試算：270人/年(注)÷4(平成15年度は第4四半期から適用)＝約68件

注：平成14年度の実績に基づく。

4. 外部委託の導入

外部委託に適した業務の要件を定義した上で抽出作業を行い、次の業務を外部委託の対象に加える計画を策定し、その一部につき15年度下半期中に実行に移した。

- ・職員の給与計算事務（平成16年度から実施予定）
- ・（開発途上国に対する）寄贈品募集・輸送支援業務（平成15年度下半期に実施）
- ・国内機関における海外からの研修員等の宿泊予約業務（平成16年度以降に実施予定）
- ・開発教育関連事務支援（平成16年度から実施予定（一部の国内機関では平成15年度より実施））
- ・国内機関における研修コース運営庶務（同上）

なお、業務効率化の観点等から15年度下半期以前に外部委託している主なものは以下とおり。

- ・公用車運行業務
- ・文書管理システム等の各種システム運用業務
- ・ホームページ運用業務
- ・郵便等発送センター運營業務
- ・海外からの研修員を招いての各種研修コースにおける研修監理業務
- ・ボランティア募集・選考事務
- ・専門家等の派遣にかかる事務業務（派遣支援センター業務）
- ・海外でのプロジェクトにおける供与機材の仕様書作成業務

5. 機材の調達業務の透明化・適正化

機材の現地調達における価格競争の促進を通じ、調達業務を更に透明化・適正化するため、8在外事務所において、「現地の企業情報等整備調査」を実施し、競争に参入可能な企業の情報を整備した。また、随意契約の方式の一つとして、従来の見積もり合わせに比べ、より価格競争を重視した見積競争方式を導入し、各在外事務所において可能な範囲で活用出来るよう制度整備を行った。

現地調達における契約ガイドラインである「現地調達ガイドライン」案を作成し、来年度以降、各事務所において関連の内規を制定するための準備を整えた。同案の主な構成項目は以下のとおり。

- ・調達の原則（公正性、競争性、透明性）
- ・任国内規程の作成
- ・現地調達の実施体制
- ・機材調達手続きの流れ
- ・現地調達手続きにおける実施指針及び留意点
- ・非違防止策及び措置要領
- ・業者登録及び資格審査 等

6. 調達関連情報の迅速な公表

調達契約（海外向け資機材、国内向け物品・役務等、コンサルタント等、提案型技術協力）の

公示情報はJICAプラザ（機構の情報提供・情報公開の総合窓口）及びホームページにおいて掲載している。入札結果も終了次第ホームページで公表しているほか、入札参加の手引き、契約の詳細やQ & Aなどの情報は適切に公表、提供されている。

15年度下半期においては、機構の本部で実施した各種調達関連情報について、コンサルタント契約の公表方法について見直しを行い、従来2週間に1回の頻度で契約相手方の選定結果を公表していたものを、1週間に1回の頻度で公表する体制に移行させた。

<他の調達における契約相手方の決定結果の公表状況>

- ・技術協力機材の入札案件：毎週木曜日入札会実施後、翌月曜日結果公表（所要日数4日間）
- ・庁用物品・役務の入札案件：不定期に入札会実施後、直ちに結果発表（サンプリング調査による平均所要日数3.3日間）

小項目 No.3 事業の主要な投入の単位当り経費の効率化

【中期計画】

(ロ) 中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当り経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。具体的には、

- 専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。
- 研修員受入れ事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減するように努める。
- 機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減するように努める。
- 機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を10%削減するように努める。
- コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を10%削減するように努める。
- 機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に10%削減するように努める。

【年度計画】

(2) 事業の主要な投入の経費の効率化

- ア. 専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、長期専門家新規派遣人数の削減に努める。
- イ. 専門家に対する手当等の合理化の一環として、専門家に対する住居手当支給方式を見直すための所要の準備を行う。
- ウ. 研修員一人当たりの滞在経費につき、ホテルへの宿泊の縮減等の方策を講じることで、その削減を図る。
- エ. 専門家一人当たりの機材調達経費の削減について、長期専門家の携行機材のうちパソコン・書籍などに関する調達手続きの合理化と経費の削減を行うための制度導入につき検討を進める。
- オ. 供与機材について、現地調達比率を向上するための方策を検討する。
- カ. 調査団一件当たりの所要経費の削減について、中期的な指針・アクションプランを策定し、具体的削減策を順次実行する。
- キ. コンサルタントの一案件当たりの調達経費の削減のため、調査業務の実施方法の改善（ローカルコンサルタントの活用推進など）、契約における競争性を高める措置、事務手続きの見直

し等による業務実施方法及び契約方法の合理化に向けた方策を取りまとめる。

ク．印刷製本費の削減について、各種報告書の印刷製本費の削減のために機構の各報告書における配布先の見直しや、各報告書のCD-ROM化の可否を検討する。

ケ．研修事業における研修募集要項の電子データ化の検討を行う。

【当年度における取り組み】

機構の中期計画予算（平成15年度下期～平成18年度）では、平成16年度以降の運営費交付金について、毎年度1.22%の効率化を行うことが定められている。これによる削減額は、平成15年度予算との比較では、16年度約20億円、17年度約39億円、18年度約59億円であり、計118億円となる。

機構は、右効率化を実現するため、中期目標期間中、業務経費については主要な投入にかかる単位当たり経費の平均10%程度の削減及び事業実施における各種経費の徹底した節減、一般管理費については平成14年度と比べて10%の削減を、それぞれ図ることとしている。

業務経費の効率化にかかる平成15年度下半期の具体的な取組状況は以下のとおり。

1. 長期専門家の派遣人数の10%削減等

要請案件に対する事業目的に応じた適切な派遣期間の設定などを通じて、1年以上派遣される長期専門家の人数は543人（平成14年度通年）から477人（平成15年度通年）に12.2%減少した。その結果、派遣期間が1年未満の短期専門家の占める割合が増加し、長期専門家と短期専門家の比率は、1対3.3から1対3.6に推移した。

また、専門家住居手当について、合理化にかかる取り組みの一環として、上限額の見直し及び効率的な認定方法の検討を行い、新たな制度を平成16年4月1日から適用することとした。これにより、アフガニスタンを除く90カ国の上限額が下がるほか、在外事務所長等への認定権限の委譲、申請手続きの簡素化などが進展することとなる。

2. 研修員の滞在経費5%削減（一人当たり）

各国際センターの研修コースの所管を調整することにより研修員受入時期を平準化し、国際センターの宿泊施設利用を促進するとともに、効率的な研修日程を組むことにより受入日数を削減した。その結果、研修員一人当たりの滞在経費が620千円（平成14年度通年）から585千円（平成15年度通年）となり、35千円（5.6%）削減された。

3. 機材の調達経費の10%削減（案件一件当たり又は専門家一人当たり）

（1）専門家携行機材費

専門家が任地で技術指導に使用する目的で購入する携行機材について、損料方式、事務所からの貸与方式等により新規購入経費を節減する方策を検討し、制度化のための準備をした。

(2) 供与機材の諸経費及び供与機材費

相手国政府への供与機材について、諸経費（＝輸送費）及び機材費（＝機材の購入経費）の削減を図るため、現地調達を促進することとした。具体的には、15年度下半期に現地調達ガイドライン案の作成、現地調達に際し競争に参入可能な企業の情報等にかかる調査の実施（8在外事務所）、巡回指導の実施（6在外事務所）などを行った。

15年度の実績は以下のとおり。但し、上記の方策による効果は未だ発現する段階にないところ、今期の削減については、主に案件の採択状況やプロジェクトの進捗などの外部的要因によるものと考えられる。

	H14実績	H15実績（参考値）
専門家一人当たりの携行機材費	548千円	498千円
案件一件当たりの諸経費	599千円	273千円
案件一件当たりの供与機材費	24,073千円	19,237千円

4. 機構が直接派遣する調査団の所要経費の10%削減（一件当たり）

機構が直接に派遣する調査団の一件当たり所要経費は、調査団の派遣先として中近東など遠隔地が増えたことなどにより、14年度実績値1,866千円から15年度は1,918千円へと2.8%増加した（調査団の派遣先件数の前年度比は、アジア地域△8.2%に対し、中近東+20.2%、欧州+14.5%、米州+9.0%等）。

ただし、15年度に本邦からの派遣を計画していた調査団のうち、在外事務所による協議や調査を行うことで代替した件数（85件）を仮に派遣したとして調査団総数に含めて試算すると、一件当たり所要経費は1,829千円となり、14年度実績1,866千円に比べ2.0%の削減となる。

なお、平成15年度下半期に、平成14年度の調査団派遣実績等を分析し、関係各部署における調査団一件当たりの所要経費を削減するためのアクションプランを策定し、周知徹底するとともに実施に移しており、その結果、事前の情報収集の徹底、テレビ会議や電子メールなどITの活用、団員人数の精査、一部の調査団員の在外事務所員による代替などにより、調査団一件当たりの平均団員数が、14年度の2.56人から15年度下半期2.38人（通年2.44人）へと7.0%減少した。

5. コンサルタントに係る調達経費の10%削減（一案件当たり）

開発調査や基本設計調査などの業務実施契約に関し、中期目標期間中に一案件当たりのコンサルタント調達経費の10%削減を図るため、15年度においては具体的な方策を取りまとめ、平成16年度以降、順次制度化を図る予定となっている。方策としては、定型的な事業の契約相手

先選定における価格競争の拡大、精算方法の簡素化やプロポーザルの簡素化によるコンサルタントの経費負担の軽減、現地コンサルタントの活用拡大等による経費の削減などを検討した。

6. 印刷製本費の10%削減

中期目標期間中の印刷製本費10%削減のため、機構が直営で作成している報告書並びに業務実施契約及び業務委託などにより作成している報告書等について、印刷部数の節減に配慮したほか、これら報告書の印刷単価、配布先などにかかる情報の収集や、経費削減に向けた具体的な方策にかかる検討を進めた。また、研修事業において、研修募集要項の電子化を一部試行するとともに、来年度右取り組みを在外事務所のない国を除き広く導入するための準備を進めた。

以上のような取組の結果、平成15年度実績値（通年）は824百万円（15年度下半期500百万円）となり、平成14年度実績値892百万円から7.6%減少した。

小項目 No.4 本部管理経費の効率化

【中期計画】

(ハ) 機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度の効率化に努める。具体的には、

- 本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。

【年度計画】

本部の管理経費の削減について、経費削減に向けた業務効率化についての検討を行うとともに、対象となる個別の経費について節減目標を設定し実施する。

【当年度における取り組み】

1. 削減に向けた基盤づくり

機構は、平成18年度には平成14年度に比べて本部の管理経費の10%（10.57億円）を削減するため、本部事務所借料の削減の実施、新人事・給与制度の策定と導入準備、及び早期退職の促進など、継続的な削減効果が見込まれる抜本的な対策の基盤づくりを行った。

事務所借料の削減について、賃貸料の交渉による単価削減（約4千円/月・坪）を平成15年度下半期より実施した。これにより平成14年度に比べて毎年約2億円の削減効果が見込まれる。

人件費については、長期的に人件費を抑制する効果を持つ新人事・給与制度を策定し、平成16年7月からの導入に向け、職員への説明や労働組合との交渉を行った。また、早期退職については更に推進するため早期退職の制度的な検討を開始した。

2. 平成15年度の実績

平成15年度の一般管理費（退職手当を除く）の実績は、内訳である物件費と本部人件費の削減に取り組んだものの、消費税納付額の増や本部から在外への人事異動の遅れにより、平成14年度予算に比べると390百万円の増であった（平成14年度実績と比較すると1百万円の支出減）（表1）。なお、平成15年度の物件費、及び本部人件費の削減努力の状況は下記（1）及び（2）のとおり。

表1：平成15年度の実績

(単位：百万円)

	14年度 予算額 (A)	14年度 支出実績 (B)	15年度 支出実績 (C)	増減 (対14予算) (C)-(A)	増減 (対14実績) (C)-(B)
一般管理費	10,563	10,954	10,953	390(3.7%)	△1(△0.0%)
除消費税	10,563	10,954	10,757	194(1.8%)	△197(△1.8%)
物件費	3,493	3,314	3,481	△11(△0.3%)	167(5.0%)
うち消費税	0	0	195		
除消費税	3,493	3,314	3,285	△207(△5.9%)	△29(△0.9%)
人件費	7,070	(注) 7,640	(注) 7,472	402(5.7%)	△168(△2.2%)

(注) 14年度と15年度上期は、決算において本部分を区分していないため、給与支給実績に基づき計算

(1) 物件費（平成15年度実績）

平成15年度の物件費については、平成14年度予算ベースとの比較では11百万円の減にとどまった（14年度支出実績との比較では167百万円増となった）。これは、事務所借料（△36百万円）、公用車経費（△9百万円）、パソコン経費（△51百万円）、内外通信費（△5百万円）等の削減を実施したものの、東京国税局の消費税に係る税務調査を踏まえ、消費税の算出方法の一部を見直した結果、本年度の消費税納付額が195百万円（下半期；188百万円）となったためである（表1）。

(2) 人件費（平成15年度実績）

本部の人件費は、平成14年度支出実績との比較では168百万円下回ったが、平成14年度予算ベースとの比較では402百万円超過した（表1）。

平成14年度予算と平成14年度支出実績の間で乖離が生じていたのは、本部中心の業務体制の下、本部から在外への人事異動が進まず、本部の実員が予算の計画人数を上回る実態にあったためである。これは、機構では、従前より在外の人数を増加させるため、本部の人数を削減することを計画してきたが、事業が日本のリソースや知識をベースにしていることから、本部の人数を急激に削減することが困難であり、結果として本部の人数がこれまで計画を上回る実態にあったことによる。

なお、在外事務所、国内機関等の人件費（一般管理費に含まれない）を含めた人件費全体では、年齢構成の若返り等を進めた結果、平成14年度予算16,088百万円に対し、平成15年度15,303百万円の支出実績となり、785百万円縮減している（参考）。

(参考)

	14年度 予算要求	14年度 支出実績	15年度 支出実績	増減 (対14予算)	増減 (対14実績)
人件費全体	16,088	15,701	15,303	△785(△4.9%)	△398(△2.5%)

3. 16年度以降の削減見通し

16年度以降については、上記1.の削減方策及び各経費削減のための計画に基づき、物件費、人件費についてそれぞれ約5億円の削減を着実に実施していく。（表2）

表2：削減計画

(単位：百万円)

	14年度予算(実績)	15年度	16年度	17年度	18年度
一般管理費	10,563 (10,954) →ベースライン	10,953 →3.7%増	10,998 →4.1%増	9,771 →7.5%減	9,506 →10%減
うち物件費	3,493 (3,314)	3,481	3,765	3,071	2,964
人件費	7,070 (7,640)	7,472	7,233	6,700	6,542

注：平成16年度の物件費の計画額には、平成12、13、14年度に係る消費税の修正申告によ

る納付額約 305 百万円が含まれている。

(3) 施設、設備の効率的利用

小項目 No.5 施設、設備の利用者数の増加

【中期計画】

機構が保有する国際センター12施設、青年海外協力隊訓練所3施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。

【年度計画】

機構が保有する施設・設備の利用率の向上のため、利用者のターゲットングを踏まえた利用率の向上のための計画を策定し、またそのための広報手段の開発等を行う。

【当年度における取り組み】

機構が保有する国際センター等の施設の利用者数を増加させるため、研修事業及び国民参加型事業の両面で以下のような措置を講じた。

従来、一つの国際センターで担当する研修コースの実施時期が重複すると研修員を外部ホテルに宿泊させるなどの調整を行っていたが、このような外部ホテル利用を減らしセンター宿泊施設利用にシフトするため、次のような対策をとった。

- ・シャトルバスの運行経路を見直すなど、センターから研修実施機関へのアクセスを改善した。
- ・研修コース実施時期を調整して同一期間での重複を減らした。
- ・全国国際センターの利用状況を分析し、平成16年度の国別研修の所管の割り振りを本部で一元的に行った。

国民参加型事業の対象者による施設利用を促進するため、小学生から大学生及び保護者等の引率者がより利用しやすくなるように施設利用料金体系を見直した（平成16年度より適用）。また、各国内機関のホームページ、各種国民参加型事業に関するホームページを整備・拡充した。

以上の結果、平成15年度下半期の利用者数は152,294人となり、内訳では以下の表にある「会議・セミナー・イベント等参加者」及び「NGO・学生等事業相談者・施設見学者等」が増加の傾向にあると考えられる。但し、平成14年度の実績については、集計方法が十分整備されていなかったため精度を欠く面があるところ、今回の実績と比較することは適切ではなく、今後、平成15年度通年の実績304,050人を基準として、中期計画期間中に5%増加を達成することとしたい。なお、平成14年度下半期の実績（推定値）は、98,845人であった。

表 15年度下半期の利用者数内訳

種別	平成15年度下半期実績値
(1) 全宿泊者	15,159人
(2) 会議、セミナー、イベント等の参加者	43,116人
(3) NGO, 学生等事業相談者、施設見学者等	94,019人
合計	152,294人

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総論

小項目 No. 6 効果的な事業の実施

【中期計画】

(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。具体的には、

- 政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。
- わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。
- 各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。
- 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し活用する体制を構築する。
- また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。
- 冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。
- J B I Cとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。

【年度計画】

1. 効果的な事業の実施

ア. 優良なプロジェクト（プログラム）の形成に貢献するため、国別の重点開発課題に対する協力の方向性を国別事業実施計画にとりまとめ、またプロジェクト形成調査を積極的に行う。ま

- た、国ごとに現地 ODA タスクフォースへの参画の在り方を検討するとともに、同タスクフォースに積極的に参加し、資金協力との連携案件数の増加に貢献する。
- イ. 事業重点化という観点から各対象国におけるプログラムの集約化を進める。
- ウ. 案件の計画策定段階の事前評価機能の強化の一環として、事前評価調査の質的向上と内容の標準化のため、開発課題ごとの調査必須項目を設定する。
- エ. 援助協調について、各種会議・協議への参画・開催、人事交流、援助動向の情報収集と内部周知、援助協調に関する執務参考資料の作成等を行う。
- オ. 援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取り組みとして定められたミレニアム開発目標 (MDGs) の達成への取り組みについて、関連情報の内部周知、各種行事への協力、各国の貧困削減戦略文書 (PRSP) への反映のための支援、調査研究への支援等を行う。
- カ. 各種事業形態の総合的運用を推進するため、平成 16 年度の新規案件検討に当たり、投入の組合せや時期、期間等について柔軟な検討を行う。
- キ. 各種事業形態の総合的運用を促進するため予算科目の統合を行う。
- ク. 開発課題別事業の実施を組織横断的に調整する機能を整備するため課題別に主管部を定める。
- ケ. 10 前後の開発課題について課題別指針を順次作成する。
- コ. 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを集約・共有・活用する体制を強化するため、分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの作成、アクセス環境の改善等を進める。
- サ. 調査研究体制強化のため、課題チームや各部署との関係を整理・強化し、また調査研究調整委員会を通じた機構全体の調査研究の方向性の舵取り、質の向上のサポート等を行う。
- シ. ホームページにおける調査研究成果の公開の徹底や調査研究テーマのシリーズ化、読本化、ビジュアル化等を行う。
- ス. 平和構築支援の体制整備として、平和構築支援事業において中心的な役割を果たす部署を平成 16 年度に設立すべく所要の準備を行う。
- セ. 平和構築支援分野の人材登録を推進する。
- ソ. 平和構築支援に関する職員向けの研修及び専門家養成研修等の研修を行う。
- タ. 平和構築支援における安全管理に係る職員研修を実施し、危機管理マニュアルの改訂を行う。
- チ. 実施機関相互の連携については、JBIC との間において各種会合・会議を増やし、情報意見交換を強化する。
- ツ. 現地 ODA タスクフォースへの積極的参加により、有償資金協力との連携案件数を増加させる。併せて無償資金協力との連携案件数を増加させる。
- テ. 関係府省が行う技術協力事業との連携促進のために、技術協力連絡会議その他のチャンネルを活用し、情報収集に努める。
- ト. 派遣専門家等関係者の安全対策の強化のために研修・オリエンテーションを充実させ、防犯意識の高揚を図る。
- ナ. 派遣者への安全対策上のサポート体制強化のために現地安全対策クラークの配置を促進す

る。

ニ. 国別地域別アプローチを強化し、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行うため、平成15年度においては主要な協力対象国について概ね次のとおりの計画の下に事業を実施する。(別紙)

ヌ. 課題別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行うため、各開発課題について、平成15年度においては概ね次のとおりの計画の下に事業を実施する。(別紙)

【当年度における取り組み】

機構は、政府の開発援助政策・方針に則り、途上国の援助ニーズを踏まえて、技術協力等の業務を効果的に実施するため、1) 優良プロジェクト形成への支援、2) 内外の関係者、関係機関との意思疎通の強化及び協調・連携、3) 事業の総合的な運用、4) 開発課題や事業実施上の知識・ノウハウの蓄積、活用、5) 新たな取り組みとなる平和構築支援の事業実施体制整備、等に積極的に取り組んだ。

1. 優良なプロジェクトの形成支援

(1) 国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等

国毎の重要な開発課題に関し、43件(通年)のプロジェクト形成調査を実施するとともに、日本から調査団を派遣せずに現地コンサルタント等による調査を行う在外プロジェクト形成調査を41件、案件形成を目的とした特定域内ワークショップを12回それぞれ実施(開催)した。また、これら調査の結果等を活用し、ベトナム(法整備、教育、環境等)、ケニア(人材育成、保健医療)、ヨルダン(水、環境)等17件の国毎の重要な開発課題に関し協力の方向性をとりまとめた。

(2) 資金協力との連携

我が国援助の効果を高めるため技術協力と資金協力との連携は重要であり、15年度(通年)には現地ODAタスクフォースへの積極的な参加等を通じ、次のような連携を図った。

- ・技術協力プロジェクト/無償資金協力連携案件数 80件(14年度 79件)
- ・開発調査/無償資金協力連携案件数 25件(14年度 31件)
- ・開発調査/有償資金協力連携案件数 31件(14年度 29件)

この他、研修事業においても、「ODAプロジェクト評価セミナー」等集団研修4コース、「タイ観光開発のための産業村マネジメント能力向上」等国別研修2コースを有償資金協力との連携の下に実施した。

(3) プログラムの集約化

優良案件の形成を支援するため、事業の重点化を図るとともに、重要な開発課題に対しては総合的に解決するアプローチを検討するなど、プロジェクト形成調査等案件形成段階での事業にお

いてプログラム化を推進している。この成果は、年1回の新規案件要望調査において、プログラム策定国数の増加、ならびにプログラムの重点化による1カ国当たりのプログラム数の減少で確認することとし、15年度については以下のとおりとなった。

- ・協力プログラム策定国数 61カ国（14年度48カ国）
- ・重点化によるプログラムの減少国 31カ国（14年度24カ国）
- ・プログラム総数 819件（14年度702件）
- ・1カ国当たり平均数 13.4件（14年度14.7件）

（4）案件の計画策定における事前評価機能の強化

技術協力プロジェクトの設計を行う事前評価調査について、品質向上と内容の標準化を目的とし、職業訓練や防災等10分野課題について、事前評価調査の標準型を設計し、調査必須項目を設定した。

<事前評価調査の標準型を設計した10分野課題>

職業訓練、防災、リプロダクティブ・ヘルス、農業生産基盤整備・管理、農業研究・普及、自然環境（森林分野を含む）、水産、情報通信技術、産業基盤制度、省エネルギー

2. 国際援助協調（他援助機関との連携強化）

（1）国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績

援助の効率的・効果的な実施のため、他の援助国や国際機関との密接な情報共有や意見交換、援助実施における連携や整合性の確保等がますます必要となっており、機構では、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、15年度下半期においても他の援助国や国際機関との連携、国際会議等での発信に努めた。

1) 国際会議の開催、参画（平成15年度下半期の実績例）

イ. 国際会議（共催）

- ・Capacity Development 国際シンポジウム（UNDP他との共催）（東京）（2月）
- ・Aid Effectiveness に関する日英共同ワークショップ（ベトナム）（10月）

ロ. OECD開発援助委員会（DAC）会合への参画

- ・DAC対日援助審査（12月）
- ・援助効果とドナー慣行作業部会（WP-EFF）（10月、11月、2月）

*企画・評価部次長が作業部会の副議長に就任

ハ. 国際会議への参画、意見発信

- ・アフリカとの戦略的パートナーシップ（SPA）会合への参加（11月、1月）

2) 国際機関、他ドナーとの協調実績

イ. 国際機関、他ドナーとの主な定期協議等

- ・カナダCIDA、世銀・アジア開発銀行、ドイツGTZ等

ロ. 国際機関、他ドナーとの連携協力

- ・国連難民高等弁務官事務所(U N H C R)：ザンビア、スリランカ、南アフリカ
- ・カナダ国際開発庁(C I D A)：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ(スルプスカ共和国)
- ・米国国際開発庁(U S A I D)：ボリビア、ホンジュラス

3) 人事交流

主要な援助機関との連携を強化するため、継続的な調整を図りながら効果的な協力を行うことを目的として、積極的に人事交流を行った。世界銀行、国連難民高等弁務官事務所(U N H C R)、カナダ国際開発庁(C I D A)、米国国際開発庁(U S A I D)等に職員を派遣しているとともに、U N H C R、C I D A、U S A I D等からの職員を受け入れている。この人的交流は、①U N H C Rとの平和構築のパートナーとしての連携案件の形成、②C I D Aのように政策・援助アプローチの深化に向けた活動の共催、③U S A I Dのように現場での連携案件作り、といった成果に結びついている。

4) その他

その他職員研修やメールマガジン等を通じて、上記の過程で収集される援助動向にかかる情報の内部周知を図ったほか、執務参考資料として、U S A I Dとの保健人口分野の連携の経験を踏まえた「日米保健人口分野連携ハンドブック」の作成等に取り組んだ。

(2) 貧困削減戦略書(P R S P)、ミレニアム開発目標(M D G s)等援助協調の枠組みへの対応

1) 「新たな援助協調」等に係る関係者への研修

貧困削減戦略書(P R S P)やセクタープログラムといった、途上国政府の開発計画を中心に関係ドナーが包括的にパートナーシップを形成する「新たな援助協調」の枠組みの中で、機構としても適切な対応を図る必要がある。そのため、①派遣前の専門家研修、②在外事務所赴任者研修、③階層別研修、等の場で、援助協調に関する現状と課題の周知徹底を図っている。

2) 各国のP R S Pプロセス、セクタープログラムへの対応

各被援助国における貧困削減戦略書(P R S P)、セクター開発計画等の策定、実施のための被援助国政府、援助機関、N G O等の関係者協議に的確に対応するため、①J I C A事務所による大使館やJ B I C事務所と連携した積極的参加、②援助協調の枠組みへの対応を中心業務とする企画調査員、在外専門調整員の配置、③本邦プロジェクト形成、在外プロジェクト形成、セクター開発調査等を活用した途上国の国家・セクターレベルのプログラムの策定・実施・モニタリング・プロセスへの参画等に努めた。

(例) タンザニアのP R S Pにおける農業セクタープログラム策定を、機構のセクター開発調査事業を活用して全面的に支援するとともに、同セクターの政府・ドナー協議機関(F A S W O G)の議長役をJ I C A企画調査員が担い同セクターの一連のプロセスをリードした。

3) ミレニアム開発目標 (MDGs) への取り組み

ミレニアム開発目標 (MDGs) は、国連が2000年に採択したミレニアム宣言に併せて、国際社会全体に共通な開発目標として位置づけられており、機構においては、各国の開発政策や市民社会でMDGsが主流化するための取り組み (キャンペーン) を支援した。また、MDGs等の達成のために、インフラストラクチャーとガバナンス・Capacity Development とのあり方に関するUNDPとの共同研究を開始した。

(例) ホンジュラスでMDGsを普及させるため、機構がUNDPと共催でMDGs地域ワークショップを開催。国内の72市町村を対象に18回のワークショップを行い、地方自治体、NGO関係者も含め開発目標の共有化を図った。これには米州地域のUNDP・機構関係者も参加し、エルサルバドル等各国でMDGsに関する取り組みを活性化の一因となった。

3. 事業の総合的運用を推進するための取り組み

事業形態の総合的運用を推進するための基盤整備として、平成15年度において、1) 平成16年度の予算統合準備、2) 統合予算の活用、執行管理を行う体制の整備、3) 新予算を前提とした平成16年度新規採択案件の選定、を行った。予算統合では、従来の海外技術協力事業費、開発調査事業費、研修員受入事業費、開発協力事業費の4つの事業費を「技術協力プロジェクト関係費」として1つに統合し、事業の計画や実施、執行管理を行う体制を整えた。

特に、組織面では平成16年4月から次の組織体制に改編することとし、これにより、予算の統合前においては、技術協力プロジェクト、開発調査事業、研修員受入等投入の形態を中心に、案件の検討から実施、評価を行ってきたが、今回の予算統合により、投入の形態にとらわれず、開発途上国におけるニーズに対し様々な投入を集中的に行うことが従来に比べより柔軟に行える体制が整った。

- ・ 国別のニーズを踏まえて案件採択、予算配分、執行管理全体に責任を負う部署：
地域5部 (アジア第一部、アジア第二部、中南米部、アフリカ部、中近東・欧州部)
- ・ 技術的視点から事業実施と配分された予算の執行管理責任を負う部署：
課題5部 (社会開発部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、経済開発部)

以上のような制度や組織の整備の動きを受け、各国の援助重点分野における開発課題を特定し協力手段を集中化させることを考慮して、従来の個別に技術指導を行う専門家派遣などの個別案件よりも目標期間内に一定の成果を達成することを重視する技術協力プロジェクト案件を優先して、機構内での新規案件検討を行った。

4. 開発課題等の知見、ノウハウを共有する体制の構築

(1) 課題主管部の制定、課題別指針の策定

各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し

活用する体制整備を目的として、「分野・課題ネットワーク」の整備を進めている。15年度は、全23の分野・課題のうち21課題（教育、保健医療等）について主管部を定め、各分野・課題ごとに課題チーム、支援ユニット、支援委員会、分野課題情報システムで構成される「分野・課題ネットワーク」体制を試行的に導入した。具体的には、1）課題別指針の作成・改訂（指針作成6課題、指針案作成2課題）、2）分野課題データベースの運営、3）コンテンツ作成、4）指針のベースとなる調査研究（3課題）・ワークショップの実施、5）担当職員への技術的助言等を行った。

（2）分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの整備状況

分野・課題ネットワークを構成する分野課題情報システムについて、15年度は、コンピューター端末のシステム改善(ウィンドウズ化)、情報入力担当の支援ユニットの増強配置等の取り組みを行い、掲載されるコンテンツ（各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを電子情報化したデータ群）が大幅に整備された。特に、民間セクター開発（73件増）、保健医療（51件増）、平和構築（51件増）などの分野で充実した。

・Web上の公開コンテンツ数：15年度末548件（15年度上半期末263件）（285件増）

・分野別課題情報システム・アクセス数（月平均）：

15年度下半期 552人／月（15年度上半期 331人／月）（67%増加）

＜新規に整備したコンテンツ＞	
教育分野	4件
保健医療分野	51件
水資源分野	20件
平和構築分野	51件
社会保障分野	36件
情報通信分野	29件
経済政策分野	1件
民間セクター開発	73件
ジェンダー主流化・WID	17件
貧困削減	3件

合計	285件

5. 調査研究の質の向上への取り組み

（1）機構の事業に効果のある調査研究の拡充強化

事業を効果的に実施していくうえで分野・課題別の援助のあり方等の整理、検討を行う調査研究の的確な実施と質の向上が重要であり、直面するニーズに応えた以下のような調査研究を実施

するとともに、機構全体の調査研究の質の向上、成果の共有を図るための調整を、調整委員会を通じて行った。また、国別援助研究等の一部の報告書の有用性に関するユーザー調査を行い、今後の調査研究の質的改善のための課題を抽出した。

- ・「人間の安全保障」に関する調査研究の発足
- ・現場の案件発掘形成に寄与するための「開発課題に対する効果的アプローチ」シリーズの調査研究の実施（15年度は「高等教育」等7課題の報告書を作成）
- ・貧困削減戦略書（PRSP）と援助協調への的確な対応のための参考資料・事例集（「援助の潮流がわかる本」、「アジア・アフリカ地域におけるPRSPプロセス事例比較研究」）の整理・検討

（2）調査研究の効果的発信の促進

業務の質の向上のために調査研究の成果を機構内外で広く共有・活用することが重要であり、15年度においては以下のような調査研究の効果的発信に努めた。

- ・援助効率促進事業によるすべての調査研究報告書のホームページへの公開
- ・国別分析プラットフォーム（世銀等26の国内外の援助機関が設立）のウェブサイトにおける機構の国別分析成果の掲載件数の倍増（7件→15件）
- ・より実践的な調査研究としての「日本の経験」のシリーズ化

（15年度は「教育」、「保健」の2分野について日本の経験の整理と途上国への適用可能性の検討を実施した。このシリーズでは、研究終了時に公開セミナーを通じて成果の普及を行なった他、途上国向けのビデオ教材を制作した。）

- ・5テーマの調査研究の読本化（コンパクトな体裁の報告書）

6. 平和構築支援への取り組み

機構は独立行政法人化後、平和構築支援に本格的に取り組むことになったが、1) 初動体制の早期立ち上げとロジスティックスの強化、2) 安全研修の強化、3) 国内外の援助調整部門への人材の配置、4) オールジャパンとしての取り組みへの貢献などの課題を抱えていたことから、平成15年度下半期において平和構築支援の専管部署の設置をはじめとする次の取り組みを行った。

（1）体制の確立

平和構築支援の情報・動向分析、計画策定、初動体制構築支援及び案件形成支援の機能を持つ平和構築支援の専管部署「平和構築支援室」を平成16年4月より企画・調整部の中に設置することとした。

（2）平和構築を専門とする登録者の拡充

今年度、新たに専門家登録分野に「平和構築」を立て、積極的に人材の発掘、登録に努めた結果、平成16年3月末現在で平和構築支援を専門とする登録者の人数は77人（前年度比77人増）に増加した。

(3) 研修の参加者数

「平和構築分野人材育成及び確保基本プラン」(平成15年5月策定)に基づき、15年度下半期については、平和構築支援に関する職員研修と専門家研修を以下のとおり実施した。なお、このほかにも在外赴任者研修(5回32名)、部署別勉強会(6部署)などで職員への周知徹底を図った。

- ・職員研修： 4回 97名 (14年度 1回 45名)
- ・専門家(専門家養成研修)： 11名 (14年度 実績なし)
- 計 108人 (140%増)

(4) 平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂・安全管理研修の実施

平和構築支援地域では、①当該国の治安維持能力・体制が整っていない、②治安維持は国連平和維持軍、多国籍軍等が担うことが多く、軍からの治安情報面での協力が必要、③テロ・地雷・武器による脅威が存在する、等の特徴があることから、平成15年10月以降に、従来の危機管理マニュアル(「海外安全の手引き」)の内容の見直し、改訂を行い、別途、平和構築支援にかかる危機管理マニュアルを策定した。また、平和構築支援事業の一翼を担う職員他の安全管理研修として、職員と関係者52名(52人の増加)を対象とする「エマージェンシー・トレーニング」を実施した。

7. JBIC(国際協力銀行)との連携

平成15年度下半期においては、従来から実施しているJBIC-JICA定期協議会のほか個別案件に関する打合せを含めるとJBICとの協議は47回行われ、JBIC-JICA間の協力のフレームワークについて具体的な検討を行うとともに、具体的な専門家の派遣や開発調査事業との連携について調整を行った。また、現地ODAタスクフォースへの積極的参加等を通じ、有償資金協力との連携案件数の増加に努めた。

平成15年度(通年)の連携案件実績は以下のとおり。

- ・開発調査と有償資金協力の連携案件数 31件 (平成14年度：29件)

※以下の3項目(8～10)は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載がある項目。

8. 関係府省が行う技術協力事業との連携促進

外務省以外の関係各府省が行う技術協力事業との連携促進とそのため情報収集の努力を機構が行うことは、機構が行う事業のみならず我が国のODA事業の効果的かつ効率的な推進のために重要である。このような観点から、15年度は独立行政法人化以前から外務省が開催する技術協力連絡会議や関係省庁ワーキンググループ会合への出席を通じ技術協力関係省庁の連携及び調整を一層有機的に行うための情報収集及び意見の交換に努めてきたが、独立行政法人化以降は、特に以下のような情報の収集や連携の促進のための取り組みを行った。

(1) JODC・JETRO との連携促進

経済産業省所管の財団法人海外貿易開発協会（JODC）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が行う技術協力事業について、各検討委員として、それぞれ派遣支援部長および鉱工業開発調査部長が委嘱を受け、専門家人選及び案件選定について、機構の技術協力事業との調整を行った。

（２）（財）食品産業センター等からの案件移管

14年度より農林水産省所管の2団体（（財）食品産業センター、食品流通システム協会）から機構へ案件の移管を受け、本年度で2年目を迎えている。

（３）JICWELSからの事業移管準備

厚生労働省所管の国際厚生事業団（JICWELS）事業については、16年度からの事業移管に向け、保健医療分野と社会保障分野の事業について調整を行い、準備作業を行った。

9. 派遣専門家等関係者の安全対策強化

（１）安全対策強化のための研修・オリエンテーション等

一般犯罪被害防止対策のため、警視庁OBの安全対策アドバイザーを講師とし、①安全管理セミナー6回（受講者は、在外事務所安全管理に携わる所員、調整員を対象に総数160名）、②ボランティアの赴任前研修におけるオリエンテーションを実施した。また、機構職員の在外事務所派遣前研修及び長期専門家派遣前研修において、安全管理課職員による安全管理研修を実施した。

これらセミナー等においては、特に、生命・身体の安全を脅かす、強盗・侵入窃盗（住居防犯）、性犯罪暴力、テロ事件の防犯対策に重点を置いた講義を実施した。

（２）現地安全対策クラーク配置等

安全対策クラークについては98か国中、70カ国（71%）に79名を配置するとともに、その業務の質の向上を図るため、域内連絡会議、ワークショップを合計3回開催し、延べ32カ国36名のクラークが参加し、警備指導手法、治安情報交換、日本人の防犯意識等についてのセミナーを立ち上げた。

また、安全対策アドバイザーを、犯罪被害の多いアフリカ、中南米を中心に年間13回、25カ国に派遣し、現地での事務所・住居防犯指導、安全対策協議会の開催、現地治安機関との情報交換を行った。

なお、一般犯罪被害件数は、過去3年の件数は、平成12年度519件、平成13年度579件、平成14年度476件と推移し、平成15年度は566件と前年比19%増となり、一昨年並みの水準となった。

10. 国別・課題別の取り組み

資料編 1 及び資料編 2 のとおり。

小項目 No. 7 外務大臣からの緊急の要請への対応

【中期計画】

(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【年度計画】

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

【当年度における取り組み】

平成15年度は要請の実績はない。

小項目 No. 8 情報公開、広報の充実及び知見の公開

【中期計画】

(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成十三年十二月五日法律第四百十号)に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。

【年度計画】

- ア. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
- イ. 広報活動の充実のため、広報マニュアル案を作成する。
- ウ. JICA プラザの利用実態を調査し、改善案の検討を行う。
- エ. 広報媒体について、現状把握のために広報誌送付先リストの洗い出し、各媒体の内容検討や読者アンケートなどを実施する。
- オ. 独立行政法人としての機構の統一的なイメージの早期定着を図るため、具体的な方策を各種広報媒体において導入していく。
- カ. 業務、調査研究を通じて獲得した知識・ノウハウの公開については、報告書等機構の作成図書の開示を促進するとともに、新規作成報告書の電子ファイル作成とそのインターネット上の公開を推進する。

【当年度における取り組み】

法律の定めに従い情報の公開に適正かつ積極的に対応するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点、また、国際協力事業に対する国民の理解と参加を促進する観点、さらに、機構が業務を通じ獲得した知見を広く公開・共有し活用いただくとの観点から、情報提供と広報活動、さらに知見の提供の体制を整備し、これらを積極的に進めた。

1. 情報公開の実施の実績

(1) 情報開示請求への対応

独立行政法人化後の平成15年度下半期の開示請求の処理件数は16件(通年58件)。全ての処理が情報公開法で定められた規定の日数以内に終了しており、延長手続きを必要とした案件はない。

開示請求の処理状況を表1に、部分開示における不開示情報理由の内訳を表2に記す。(なお開示請求1件に右理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているため、部分開示の合計件数と一致しない。)

表 1 平成 15 年度下半期 開示請求の処理状況

全部開示	1 件	(2 6 件)
部分開示	5 件	(1 6 件)
不開示	0 件	(0 件)
不存在	6 件	(1 2 件)
存否応答拒否	0 件	(0 件)
処理中 (1 5 年度末現在)	4 件	(4 件)
合計	1 6 件	(5 8 件)

※ () 内の数字は通年の件数

表 2 部分開示における不開示情報理由の内訳

第 5 条第 1 号 (個人に関する情報) に該当	1 4
第 5 条第 2 号 (法人等に関する情報) に該当	4
第 5 条第 3 号 (審議、検討又は協議に関する情報) に該当	0
第 5 条第 4 号イ (国の安全等に関する情報) に該当	2
第 5 条第 4 号ロ (公共の安全等に関する情報) に該当	0
第 5 条第 4 号ハ (監査、検査、試験等に関する情報) に該当	0
第 5 条第 4 号ニ (契約、交渉、争訟に関する情報) に該当	2
第 5 条第 4 号ホ (調査研究に関する情報) に該当	0
第 5 条第 4 号ヘ (人事管理に関する情報) に該当	0
第 5 条第 4 号ト (企業経営上に関する情報) に該当	1

※通年の件数

(2) 報告書の公開

平成 15 年度に作成され、図書館に収められた報告書は 9 4 1 件あり、そのうち 7 7 0 件が一般公開指定、1 7 1 件が期限限定非公開指定を受けている。期限限定非公開指定を受けた報告書の 9 割以上が入札の公平性を保つための措置であり、情報公開法の観点からも適切な対応である。

2. 広報実施体制充実への取り組み状況

(1) J I C A プラザの改善

J I C A プラザは、一般市民に対する基本的な情報提供・情報公開の総合窓口(ワン・ストップ・サービスの提供)及び機構の理解者・支持者の拡大を日常的に行なう場として、本部及び国内機関において設置されており、今後ますますそのサービスの向上が求められていることから、この運用実態を見直し必要な改善を図っていくこととしている。

平成 15 年度下半期には、各国内機関の J I C A プラザの利用実態及び今後の改善要望について調査を実施した。また、本部の J I C A プラザについても、企画展示の充実、日本各地の J I

CA関連イベントと連携した企画の実施、各国内機関のJICAプラザへの後方支援などの提案を検討した。平成16年度に検討結果をとりまとめ、対応可能な改善策を具体化していく。

(2) 広報媒体の見直し

機構では、JICAが行う国際協力に関して事業全般及びボランティア事業等個別事業に対する国民の理解を促進し、参画を得る目的で各種の広報誌を発行しているが、より効果的な広報を行うために、これら広報媒体の見直し作業に着手した。平成15年度下半期には、「広報誌のあり方見直し調査」として、「国際協力」「フロンティア」「クロスロード」「海外移住」、社内報「JICA NEWS」、国内機関のニュースレター（兵庫、九州、北陸、帯広の4国内機関分）を対象として調査を行った。調査内容は、1) 他法人（公益法人、NGO、民間会社）の広報事例の研究、2) 既存広報誌、ニュースレターの内容の分析、3) 「国際協力」「フロンティア」「海外移住」の編集委員へのインタビュー、4) 配布先及びターゲット分析、5) 既存広報誌・ニュースレターのアンケート調査、6) 電子媒体による代替の可能性の検討等（平成16年6月に報告書完成済み）。

(3) 一般職員向け広報マニュアルの作成

機構が行う国際協力事業に国民の理解を得るには、職員一人ひとりが広報マインドを持って業務に臨むことが求められることから、一般職員向けの広報マニュアルを作成することとし、平成15年度下半期には予定どおりこのマニュアル案を完成させた。

(4) 国民のJICAへの理解の向上

平成15年10月の独立行政法人化により新組織への移行が行われたが、この際、新生JICAに対する国民の理解を深めるため、幅広い年齢層の役職員による検討を経てCI（コーポレートアイデンティティ）のための新しいシンボルデザイン、組織としての理念を文章化したミッションステートメント及びスローガンを策定した。

これらの新たなシンボルデザイン、ミッションステートメント、スローガンについては、JICA職員や専門家、青年海外協力隊員など関係者に周知徹底を図るとともに、独立行政法人化に際し実施した理事長の記者会見、プレスリリースや新生JICAのパンフレット、JICAの広報誌においても、それらを積極的に紹介し、新生JICAの統一的なイメージの定着に努めた。

また、JICAの国内機関はこれまでそれぞれの主な機能から、異なる呼称（国際センター、支部、訓練所）で呼ばれてきたが、CIの観点から、JICA〇〇（〇〇には国内機関の所在地を入れる）と統一した呼称を用いることとした。

(参考)

ミッションステートメント：「私たちの使命」と「私たちの誓い」とで構成される「JICA宣言」という形でとりまとめている。

JICA宣言

私たちの使命

私たちは、日本と開発途上国の人々をむすぶ架け橋として、互いの知識や経験を活かした協力をすすめ、平和で豊かな世界の実現をめざします。

私たちの誓い

情熱をもって

世界の人々がひとりでも多く幸せに暮らせるように、愛と使命感をもって仕事に取り組みます。

誇りをもって

国際協力のプロフェッショナルとして、豊かな創造力と行動力をもち、内外から信頼される仕事をします。

日本の人々と

国際協力をこころざす日本の人々の活動を支援し、その思いを分かち合い、かたちにします。

世界の人々と

協力が必要な人々のパートナーとして、平和の基礎を築き、社会と経済の自立・発展を支えます。

未来のために

地球環境、貧困など、国際社会が抱える課題に取り組み、希望に満ちた明日をつくります。

スローガン: 「よりよい明日を、世界の人々と。」

(5) 「ピーストークマラソン」の取り組み

機構の新たな柱でもある「復興支援」と「国民参加」の意義を中心に国際協力やJICA事業全般について理解を促進するために、「平和と国際協力の列島シンポジウム ピーストークマラソン」を開始し（平成15年度には8月から4回開催）、今後日本の全ての都道府県で順次開催していく予定。

3. 知見の積極的提供

機構では、国際協力に携わる人々の業務支援を目的として、これまでも国際協力総合研修所内のJICA図書館で機構の報告書を中心とする図書、資料の閲覧等のサービスを行っているが、このサービスの質の向上のため、15年度に同図書館の図書検索システムの全面更新を行った。

同図書検索システムは機構のホームページにリンクし、ホームページ上での図書検索が可能となっている。15年度下半期には、報告書に盛り込まれた知見を広く活用していただくという観点から、同図書検索システムに、766件の機構の報告書の電子ファイルを掲載し、インターネット上での公開を開始した。今後ともこの搭載数の拡充を図ることとしている。

小項目 No.9 NGO等との連携推進

【中期計画】

(二) NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するさめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進する。

【年度計画】

NGO等との連携を推進するため、草の根技術協力においてNGO等との連携件数を増加させる。また、各種委員会等へのNGOの参加を推進する。

【当年度における取り組み】

NGO等による国際協力活動は、機構の国際協力事業をより効果的に実施していくために有効な連携が期待されているとともに、独立行政法人化に伴い、機構の主要な業務として「国民等の協力活動」の促進、助長が位置づけられている。このため、機構では、その事業運営において、幅広い国民の参加を得られるようさまざまな形でNGO等との連携を積極的に推進した。このうち、草の根技術協力事業及び各種委員会へのNGOからの参加について、その取り組みの実績と連携件数は次のとおりである。

1. 草の根技術協力事業

平成15年度においては、平成14年9月公募時に作成した募集要項を、平成15年4月、10月と2度改訂し、本事業の趣旨、事業形態、対象団体・資格要件、対象分野・重視される事業内容などを明確化した。また、本事業を説明した簡易なリーフレットを作成し、各国内機関が本事業の説明会を行い、広く広報した。更に、審査については、草の根パートナー型（下記参照）については、2ヶ月を遵守し、採択内定を通知したうえで、相手国の了承取り付けを経て、実施のための契約締結まで迅速に手続きを進めた。

平成15年度（通年）には、112件実施した。その内訳は下記のとおり。

- ・地域提案型（地方自治体を対象）：84件
- ・草の根協力支援型（途上国支援の実績の少ない団体等を対象）：11件
- ・草の根パートナー型（途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象）：17件

2. NGOの委員会等への参加

課題別支援委員会などの各種委員会及びシンポジウムへのNGOの参加を促進した結果、平成15年度は14年度実績より2件多い10件の委員会においてNGOからの参加を得た。

小項目 No. 10 環境及び社会への配慮

【中期計画】

(ホ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。

なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

【年度計画】

ア. 業務への環境社会面の配慮をより強化するために、平成15年9月になされた改定委員会の提言を踏まえて、JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を平成16年3月までに改定する。

イ. 改定と平行して、ガイドラインの遵守を確保するための体制の整備を行う。

ウ. ガイドラインが作成された時点で、本部と一部在外事務所の職員を対象に、ガイドラインに関する研修を行う。

エ. 国際環境規格（ISO14001）への対応については、同規格に基づいた JICA 環境マネジメントシステムを構築・試行運用する（平成15年度対象サイトは、本部及び10国内機関とする）。

オ. 光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等について上述の環境マネジメントシステムの一環として取り組む。

【当年度における取り組み】

環境及び社会に配慮した業務運営の実施のため、環境社会配慮ガイドラインの改定及び職員への研修を実施するとともに、環境マネジメントシステムの構築・試行運用を開始した。

1. 環境及び社会に配慮した業務運営

環境社会配慮ガイドラインを平成16年3月に改定した。改定にあたっては、平成15年9月の環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言を踏まえた案の作成、フォローアップ委員会での協議、及びパブリックコメント216件を反映した修正を行った。なお、委員会の協議やパブリックコンサルテーションの結果は全てホームページで公開し、透明性の高い改定プロセスとした。

また、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するための体制として、環境社会配慮審査室を平成16年4月1日に設置するための準備を行った（4月1日設置済み）。ガイドラインにおいても、機構自らの情報公開、外部の専門家からなる審査諮問機関の常設、事業担当部局から独立した異議申し立て制度の設置を盛り込んだ。さらに、平成16年度に早急に実施体制の整備に着手するために、業務フロー案、情報公開の実施案、ガイドラインの実施体制案（審査諮問機関と異議申し立て制度）の検討を行った。

さらに職員その他関係者への周知のため以下のとおり研修及び説明を実施した。

- ・職員を対象にしたガイドラインに関する研修：13回、167人（14年度実績20人、147人増）
- ・在外赴任者研修：5回、32人
- ・在外事務所職員を対象とした説明
 - 中国：1回、8人、インドネシア：4回、30人、バングラデシュ：1回、5人
- ・専門家養成研修：3回、191人
- ・コンサルタントを対象とした説明：1回、37人
- ・FASID勉強会：1回、30人
- ・相手国政府を対象とした説明
 - 中国：1回、3人、インドネシア：1回、7人、バングラデシュ：4回、30人
- ・日本大使館における説明
 - 在バングラデシュ：1回、1人

2. 環境マネジメントシステムの構築・試行運用

国際環境規格認証の取得に向け、規定及びマニュアルの策定、環境管理手順書及び関連様式の作成、ならびに環境マネジメントプログラムの検討を進めた（対象サイトは、本部及び10国内機関：国際総合研修所、JICA札幌、東京、八王子、横浜、大阪、兵庫、二本松、駒ヶ根、北陸）。また、環境マネジメントシステムのひとつの柱である「JICAエコオフィスプラン」を策定し、平成16年2月より、試行運用を開始した（対象サイトは本部及び全国内機関）。同プランでは、光熱水量及び廃棄物の削減、再生紙利用等を図る活動内容を具体的に定めており、チェックシート及び各月ごとの光熱水等の使用量データのとりまとめによりモニタリングを行っている。

<15年度下半期の実施スケジュール>

- 7月～12月：環境推進計画の検討・策定
- 11月～3月：規程及びマニュアルの策定
- 11月～3月：環境管理手順書及び関連様式の作成
- 2月～（4月）：全職員研修
- 2月：JICAエコオフィスプランの開始

<エコオフィスプランの主な活動内容>

- 1) ごみの分別・リサイクルの徹底
 - ・ごみの分別を一目でわかるようにしたポスターを各部内に掲示（分別状況については、収集業者がチェックシートに記入）
 - ・各自が使用しているごみ箱に、可燃物以外が捨てられている場合は収集を行わないことを徹底
 - ・各部におけるリサイクルボックスを整備し、紙類のリサイクルを徹底

- 2) 室内等のOA機器、照明の節電
 - ・消灯当番を決め、昼休みの消灯を徹底（消灯状況をチェックシートに記入）
 - ・帰宅時の照明の部分消灯を徹底（消灯状況をチェックシートに記入）
 - ・不使用时のOA機器のスイッチオフを徹底（チェックシートに記入）
- 3) 紙の使用量の削減及び再生紙利用率の向上
 - ・プリントアウトの削減を徹底
 - ・会議資料等の完全両面コピー化の徹底、縮小印刷利用の推進
 - ・グループウェア等、情報の電子化を推進
- 4) 職員や常駐スタッフに対する研修・啓蒙活動
 - ・各部・国内機関の環境管理推進員（各2人）を通じてのエコオフィス活動の推進（共通の取り組み以外に、部・機関単位での独自の取り組みの実施）
 - ・「ISOエコちゃん通信」の発信など、グループウェアを活用したさまざまな情報発信

小項目 No.11 男女共同参画

【中期計画】

(へ) 男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。

【年度計画】

ア. 業務における男女共同参画の視点をより強化するために、平成15年10月に完成予定の第二次ジェンダー・WID研究会報告書の提言を踏まえ、開発援助における男女共同参画推進のための中心となる部署の設立準備を行う。

イ. 機構関係者を対象に各種研修を行う。

ウ. 事業実施の各段階に男女共同参画の視点を組み込むための検討を行い、順次実施する。

【当年度における取り組み】

組織及び事業におけるジェンダー主流化を推進するため、関連情報の把握及び一元的な対応、並びに横断的な見地から提言・調整を行うジェンダー専門部署「ジェンダー平等推進グループ」を平成16年4月に設立するのに必要な準備を行った（4月1日設立済）。

また、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図ることを目的として、15年度下半期に、以下のとおり研修を実施した。

●職員研修 49人（14年度18名、31人増）

●専門家等の研修 195人、ボランティア調整員の研修 31人

さらに、第二次分野別ジェンダー・WID研究会の提言を踏まえ、事業実施の各段階において、男女共同参画の視点を組み込むため、1) 組織におけるジェンダー主流化推進、2) ジェンダー関連研修の拡充、3) 事業におけるジェンダー主流化推進、4) 国別・分野別の取組み強化を柱とした行動計画を策定した。

小項目 No. 12 客観的で体系的な事業評価

【中期計画】

(ト) 客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、

- 目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。
- 評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。
- 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。

【年度計画】

- ア. 事前から事後まで一貫した効率的な評価を導入するため、事前評価実施案件の割合を増加させ、また在外事務所によって事後評価を行う国を拡大する。
- イ. 事業事前評価表において、案件の達成目標に関する客観的な指標の設定を推進する。
- ウ. 青年海外協力隊事業については、隊員の活動を適切に評価しやすくするよう報告書のフォーマットを改訂する。また、赴任中隊員・配属先アンケート調査、帰国隊員アンケート調査を開始する。
- エ. 災害援助等協力事業については、平成15年度に派遣される救助・医療チームから評価を開始するとともに、専門家チームの評価についてガイドラインを策定する。
- オ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、評価制度・手法の改善を図る。
- カ. 評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が直接の評価者（一次評価者）として機構の事業について行う評価を拡充するとともに、機構が行う内部評価（一次評価）を外部有識者・機関等が評価する二次評価を充実させる。特に、事後評価に関しては、平成15

年度においては外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を15%に増加させる。
キ. 評価結果をわかりやすい形で迅速に公開するべく、平成15年度は終了時評価報告書要約表のホームページ掲載までの期間を短縮させる。
ク. 評価によって得られた教訓の新たな事業実施へのフィードバックを強化するため、事前評価において過去の教訓の活用状況を確認するよう評価表の様式を変更する。

【当年度における取り組み】

体系的かつ効率的な評価、事業毎の評価手法の確立のため、技術協力プロジェクトにおける事業事前評価表の作成、在外事務所による案件別事後評価の実施、青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入に向けた取組を行った。また、外部評価の充実のため、事後評価における外部有識者・機関等の参画割合を充実させた。さらに、評価結果をホームページで迅速に公表するよう努めるとともに、評価結果から得られた教訓を活用するための方策を実施した。

1. 一貫した効率的な評価の導入

(1) 一貫した評価体制の整備

事前から事後までの一貫した評価の実現に向けて、中間評価、終了時評価に比べて導入が遅れていた事前評価、事後評価の拡充に努めてきたところであり、平成15年度にはこれを更に進めるため以下の取組を行った。

事前評価については、技術協力プロジェクト全件を対象に実施している。また、平成15年度には評価体制の充実を通じ、比較的規模の大きな技術協力プロジェクト(43件/43件)について事業事前評価表を作成した。さらに、事業事前評価表において客観的な指標の設定を推進することを目的として、プロジェクト目標及び指標に関するデータベースを作成した。

事後評価については、協力終了後3年を経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクト及び自立発展性の検証を行い、国別事業実施計画の改善や事業の計画・実施に向けた教訓・提言を得ることを目的として、在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成14年度に導入した。平成15年度には14カ国(うち新規実施国8カ国)で案件別事後評価を実施し、制度を導入した国は合計22カ国となった。

<在外事務所による案件別事後評価>

・平成14年度実施国(新規14カ国)

－インドネシア、フィリピン、ベトナム、中華人民共和国、タイ、ケニア、タンザニア、
バングラデシュ、ザンビア、ネパール、エジプト、ガーナ、パキスタン、モンゴル

・平成15年度実施国(新規8カ国)

－インドネシア、フィリピン、タイ、中華人民共和国、ネパール、スリランカ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、サウジアラビア、モロッコ、ケニア、マラウイ *下線を付した国は新規実施国を示す。

(2) 青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度導入に向けた取り組み

青年海外協力隊の評価については、タスクフォースを設置し、ボランティア事業全体の体系的な評価手法の開発を行った。また、隊員の活動を適切に評価しやすくするよう活動報告書の様式を改訂するとともに、活動評価のための帰国隊員向けのアンケート様式を作成し試行的に実施した。

災害援助等協力については、策定済みの救助・医療チーム評価ガイドラインに基づき、アルジェリアにおいて初の事後評価調査を実施するとともに、専門家チームに関する評価の導入に向けガイドラインを作成した。

<ボランティア事業における取り組み>

1) ボランティア事業評価タスクフォースの設置

(目的) ボランティア事業全体の評価手法の確立を目的として、評価調査手法及び評価結果のフィードバック方法・実施スケジュールについての提言を行う。

2) ボランティア事業評価のための帰国隊員向けアンケートの実施

(目的) 帰国隊員を対象とした予備調査を実施し、「ボランティア経験に対する満足度」「帰国後の社会還元活動に関する意識」等、を明らかにする。

(対象者) 平成15年12月～平成16年1月までに帰国した協力隊員219名

(実施期間) 平成15年12月～平成16年1月

3) ボランティア事業全体の体系的な評価手法案の検討

(視点) 1) 相手国の社会・経済発展への協力、2) 相手国との親善と相互理解の深化、3) ボランティア経験の社会への還元

(評価方法) ボランティア報告書分析／アンケート（派遣中ボランティア、帰国ボランティア、受入機関、市民等）／インタビュー（相手国カウンターパート等）／ケーススタディ

(活用先) 計画立案段階、募集選考段階、派遣前訓練・技術補完研修、活動支援、帰国後支援の改善

<災害援助等協力事業における取り組み>

1) 事後評価調査

平成14年3月に策定した「国際緊急援助隊評価ガイドライン－STOP the Pain」に基づき、迅速性 (Speed)、ターゲット・グループ (Target)、現地活動 (Operation)、プレゼンス (Presence) の視点から以下の援助隊を対象に評価を実施。

・アルジェリア地震災害緊急援助隊 (救急・医療・専門家) (平成15年5月派遣)

評価調査：平成16年1月10日～1月18日

2) 評価手法策定調査団（専門家チーム）

医療・災害といった直接被災者に対して救助を行なう救急・医療とは異なり、技術移転が主目的の専門家チーム派遣に関しても評価ガイドラインを作成するため以下の援助隊を対象とした現地評価調査を試行的に実施。

- ・パプアニューギニア火山噴火災害緊急援助隊（平成14年7月派遣）

評価調査：平成15年8月30日～9月6日

- ・ベトナム SARS 災害緊急援助隊（平成15年3月派遣）

評価調査：平成15年12月14日～12月20日

2. 外部評価の充実

外部有識者評価委員会において、今後の終了時評価及び二次評価のあり方に関する提言を得ることを目的に、平成13年度に実施された旧プロジェクト方式技術協力の終了時評価を対象として、評価の質・客観性に関する分析・検討を行った。その結果については、「事業評価年次報告書2003」に掲載した。

外部有識者評価委員会委員（五十音順）

氏名	所属・役職
青山温子	名古屋大学大学院医学系研究科教授
池上清子	国連人口基金東京事務所長、元ジョイセフ（家族計画国際協力財団）
石原俊彦	関西学院大学産業研究所教授
川口 晶 (2003年11月4日着任)	社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）国際経済本部アジア・太平洋グループ長
熊岡路矢	日本国際ボランティアセンター（JVC）代表理事
杉下恒夫	茨城大学人文学部教授、元読売新聞社
長尾眞文	広島大学教育開発国際協力研究センター教授
古川俊一	筑波大学社会工学系教授
牟田博光	東京工業大学教育工学開発センター長

また、外部有識者・機関等の事後評価への参画状況については、平成14年度に5.5%（4件／73件）であったが、平成15年度には40%（12件／30件）となった。

(平成14年度)	本邦事後評価	4件／9件中	(44%)
	在外事後評価	0件／64件中	(0%)
	(合計)	4件／73件中	(5.5%)

(平成15年度)	本邦事後評価	2件 / 7件中	(29%)
	在外事後評価	10件 / 23件中	(43%)
	(合計)	12件 / 30件中	(40%)

平成15年度下半期に外部有識者・機関が参画した評価案件

(本邦：2件)

- ・国別事業評価 セネガル (第2年次)
- ・特定テーマ評価 総合分析「農業・農村開発」(第1フェーズ)

(在外：10件)

- ・タイ タマサート大学工学部拡充計画
- ・タイ 繊維・衣料製品試験・検査技術向上
- ・タイ 生産性向上
- ・タイ 下水道研修センター
- ・タイ 工業所有権情報センター
- ・メキシコ モレロス州野菜生産技術改善計画
- ・パラグアイ 電気通信訓練センター
- ・パラグアイ ピラル南部地域農村開発計画
- ・ケニア ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (学士課程)
- ・マラウイ 公衆衛生プロジェクト

3. 評価内容の情報提供

機構では案件毎の各種評価調査の報告書を図書館で公開してきたとともに、事前評価・終了時評価の要約をホームページで公開してきた。平成15年度には、新たに案件別事後評価の評価結果の要約について掲載するとともに、ホームページへの掲載までの期間の短縮を図り迅速な評価結果の公開に努めた。

評価結果の総括や過去の評価で提言された事項への取り組み状況をとりまとめた事業評価年次報告書を毎年作成し、ホームページ上でも公開している。平成15年度に作成した「事業評価年次報告書2003」においては、個々のプロジェクトの評価結果の総合的な分析の掲載、一般読者にとって読みやすい工夫、読者の意見をフィードバックするためのアンケート票の添付などの改善を行った。

4. 評価内容のフィードバック

平成15年度下半期には、技術協力プロジェクトの事業事前評価表に「過去の類似案件からの

教訓の活用」の項目を加え、過去の評価結果から得た教訓を新事業に活用することを促進する体制を整えた。

事業事前評価表の様式

1. 案件名
2. 協力概要 (1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述 (2) 協力期間 (3) 協力総額（日本側） (4) 協力相手先機関 (5) 国内協力機関 (6) 裨益対象者及び規模、等
3. 協力の必要性・位置付け (1) 現状及び問題点 (2) 相手国政府国家政策上の位置付け (3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）
4. 協力の枠組み [主な項目] (1) 協力の目標（アウトカム） ① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値 ② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値 (2) 成果（アウトプット）と活動 ① アウトプット、そのための活動、指標・目標値 ② アウトプット、そのための活動、指標・目標値 [※ アウトプットと主要な活動につき、指標・目標値とともに順次記載する。] (3) 投入（インプット） ① 日本側（総額 円） 専門家派遣、供与機材、研修員受け入れ、その他 ② A国側（総額 円） カウンターパート人件費、施設・土地手配、その他 (4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

5. 評価5項目による評価結果 (1) 妥当性 (2) 有効性 (3) 効率性 (4) インパクト (5) 自立発展性
6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮
7. 過去の類似案件からの教訓の活用
8. 今後の評価計画